

大正一三号

大正二十五年一月三十日

内閣大臣 兼 大臣 兼 財政大臣

大正廿五年一月三十日
内閣大臣 兼 大臣 兼 財政大臣

國有鐵道監査法
の一部改正法案

國有鐵道監査法の一項を改正する法律案の
要請について
國有鐵道監査法の一部を改正する法律案を、大正七年会に提出す
る必要があるから、同改正案を添えて請願了為を求める。

国有鉄道の旅客運賃の改正について

二五、一、三〇
運輸省

国有鉄道の旅客運賃の改正については去る十一月十四日實切運賃改正に關する閣議決定に際し、通行稅法改正に關連して改正するよう閣議了解されたが、今般通行稅法の改正も決定されたのでその閣議了解の通り四月一日から実施することとした。

改正要領
一、鉄道普通旅客運賃を四地帯の遠距離通減割に改める。
二、一、二等旅客運賃の三等旅客運賃に対する倍率を、一等は三等の四倍、二等は三等の二倍とする（但し通行稅は含まない）。
三、三ヶ月、六ヶ月の定期旅客運賃は、一ヶ月定期旅客運賃を三倍、六倍したものに對して、それぞれ約一割及び一割五分引とする。

国有鉄道運賃法の一項を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

オ三級又オ一号及びオ二号を次のよう改める。

一 三等の賃率は、普通キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十銭とする。

二 二等の賃率は三等の一倍、一等の賃率は三等の四倍の額とする。但し、~~普通キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまで~~、百五十キロメートルの二を削る。~~普通キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまで~~、百五十キロメートルをこえ一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十銭とする。

航 路 列	三 等 運 費	二 等 運 費	一 等 運 費
青森函館間	160円	320円	1040円
宇都宮松間に	30	60	
仁方浦江間に	100	200	
宮島口宮島間に	10		
大畠小公海間に	15		
下関門司港間に	15		

別表第一

第四条の規定による流跡普通旅客運賃

二二

第六条の規定による料金

	急行料金	三等料金	二等料金	一等料金
専用試行料金	600キロメートルまで	400円	800円	1200円
	1200キロメートルまで	600	1200	1800
	1201キロメートル以上	800	1600	2400
急行	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
料金	1201キロメートル以上	400	800	1200
	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
急行料金	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

21

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
この法律に規定する運賃又は料金に対して、運行規定一(昭十五、
支四十三号)により運行税を課せられる場合においては、司法裁判所
に付二十分の百を乗じた額とする。

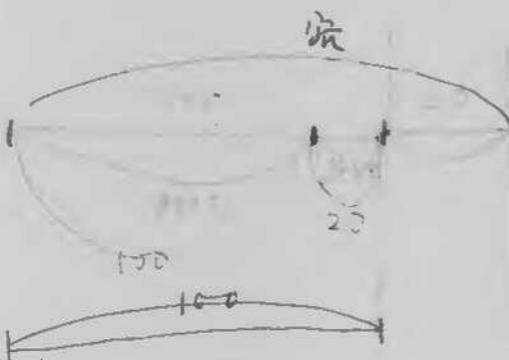
理由

運行税法の改正に伴い日本国有鉄道の旅客運賃を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

$$FCH \left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 2 \\ 1 \end{array} \right\} 5\% \left(\text{客費} \times \frac{20}{100} \right)$$

$$\text{改 } \left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 2 \\ 1 \end{array} \right\} 20\%$$

$$\textcircled{2} \quad \left(3\% \text{ の客費} \times \frac{20}{100} + \text{運賃} \right) \times \frac{20}{120} = A$$



$$y \times \frac{20}{120} = \frac{100}{100}$$

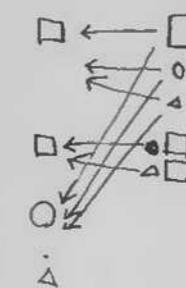
$$\left\{ \begin{array}{l} 83 \times \frac{20}{100} \\ 100 \times \frac{x}{100} \end{array} \right\} = \frac{166}{166}$$

$$83 \times 2 = 166$$

$$100 \times 2 = \left\{ \begin{array}{l} 166 \\ \text{運賃} \end{array} \right\} 214.$$

裏面あり

万
以
上
△
□



下 国有鐵道運賃法の一項を改正する法律案 二五、一〇

国有鐵道運賃法（昭和二十五年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

オ三條中オ一號及びオ二號を次のように改める。

一 三等の賃率は、百五十キロメートルまで一円四十五銭、百五十キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルを超えて一千キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルを超える部分は四十銭とする。

二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。
オ五條の二を削る。

オ九條中「賃率」を「運賃及び料金」に改める。

別表オ一及び別表二をそれぞれ次のように改める。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則

本件は、この法律の施行の前より貨物を改定する事務がある。二小、二の件は、本件を改めたものである。

別表二

第6条の規定による急行料金

種別	地番別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キロメートルまで	330円	666円	1000円
	1200キロメートルまで	500	1000	1500
	1201キロメートル以上	670	1333	2000
急行料金	300キロメートルまで	100	208	333
	600キロメートルまで	230	366	560
	1200キロメートルまで	250	500	760
	1201キロメートル以上	330	666	1000
準急行料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	100	150
	600キロメートルまで	80	166	250
	1200キロメートルまで	120	240	360

別表一

第4条の規定による普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森函館間	160円	320円	1040円
宇野高松間	30	60	
仁方瑞江間	100	200	
宮島口宮島間	10		
大畠小松港間	15		
下関門司港間	15		



内閣第一三八号

大正二十五年三月六日

内閣大臣

吉田

改

文書責任者 通商省貿易局
書類番号 事務局

三

國有鐵道運賃法の一項を改正する法律案の廻送開示について
國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案を、第七回会に提出する
必要があるから、別紙改正法律案及び理由を添えて廻送請求を求
める。

第六回　八の山を越えむ。
他し、御行道から離されていふ所は、一歩行けば二歩程離
それぞれ内壁へ掲げてある一筆絶版ひ一筆墨跡の二十万の旨と
する。
第九回中「七年一ヶ「墨反ひ折金」にて死んだ。
九段第一段の妻が二ヶせれせれへのようだまん。

表紙二

第六回の運賃による航行料金

運賃	支	港	航	三等料金	二等料金	一等料金
往	20	600キロメートルまで	400円	600円	1,200円	
行	20	1200キロメートルまで	600	1,200	1,800	
計	20	1201キロメートル以上	800	1,600	2,400	
返	20	500キロメートルまで	120	240	360	
行	20	600キロメートルまで	200	400	600	
計	20	1200キロメートルまで	300	600	900	
戻	20	1201キロメートル以上	400	800	1,200	
往	25	150キロメートルまで	40	80	120	
行	25	300キロメートルまで	60	120	180	
計	25	600キロメートルまで	100	200	300	
戻	25	601キロメートル以上	150	300	450	

表紙一

第六回の運賃による航路普通運賃表

支	港	航	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青	森	函館	160円	320円	400円
子	浦	横浜	30	60	
仁	方	福井	100	200	
出	境	西	20		
大	船	小阪	25		
下	田	門司	15		

この本は、昭和二十五年三月一日より施行する。

大正
元年
五月
三十日

ある。これは、この方法を用いても、必ずしも、
運行代の額に見合った結果を出すことは、必ずしも、
困難である。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する意見

二五、三、七

本案中第五條の二削除に係る部分は適當でないと認める。

理由

一 同條は、議員提出案により前国会で制定を見た「身体障害者福祉法」第五十條で加之されたものであり、然モ施行期日（四月一日）到来前のものである。

二 進輸当は法従からは削除し、身体障害者に対する割引は、国有鉄道運賃法の委託規定により、實際の運用にて附隨意向の如くであるが、半額割引というが如きを軽率なる变更といふ委任で賄えるか疑問（充々特急座席料の問題と申聞連うべし）あり、

三 本來削除すべきことが運輸委員会の意向によるもあれば、同会にて修正されるなら格別、政府案中で削除の措置をすることは妥当でない。

国有鉄道運賃法の一項を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

オ三号中オ一号及びオ二号を次のように改める。

一 三等の運賃は、普通キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十銭とする。

二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。

オ五条の二を削る。

オ九条中「資本」を「運賃及び料金」に改める。

同表オ一項は同表オ二をそれぞれ次のように改める。

航 路 列	三 等 運 賃	二 等 運 賃	一 等 運 賃
青森函館間	160円	320円	1040円
宇都宮松浦	30	60	
仁方福江間	100	200	
宮島口 宮島間	10		
大昌 小松港間	15		
下関 門司港間	15		

$$\begin{aligned}
 & 82.33 \times \frac{20}{100} = 16.66 \\
 & (100 \times \frac{20}{100}) + \frac{100}{100} = 120\text{円} \\
 & 400 \times \frac{10}{120} = 33.33 \\
 & 120 \times \frac{820}{120} = 820\text{円} \\
 & 100 \times \frac{100}{120} = 83.33 \\
 & 3) \\
 & 12 \overline{) 400} \\
 & \underline{36} \\
 & \underline{40} \\
 & 66.6 \\
 & 333.3 - \underline{\underline{360}} \times \frac{20}{100} \\
 & 399.9
 \end{aligned}$$

附表二

六月の支運による急行料金

	通常	三等料金	二等料金	一等料金
普通 料金	600キロメートルまで	400円	800円	1,200円
	1200キロメートルまで	600	1,200	1,800
	1201キロメートル以上	800	1,600	2,400
急 行 料 金	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
	1201キロメートル以上	400	800	1,200
特急 料 金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

2 1

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律に規定する運賃又は料金に對して、運行規則（昭十五、六四十三号）により運賃を課せられる場合においては、司法裁判所に規定する運賃及び料金は、この法律に規定する運賃又は料

金に百二十分の百を乗じた額とする。

急行料金の支運による運賃又は料金は、運行規則（昭十五、六四十三号）により運賃を課せられる場合においては、司法裁判所に規定する運賃及び料金は、この法律に規定する運賃又は料金に百二十分の百を乗じた額とする。

理由

運行規則の改正に伴い日本国有鉄道の旅客運賃を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通行税の一部を改廃する法律

通行税法（昭和十五年法律第百十三号）の一部を次のよう改める。

第二條及び第三條を次のよう改める。

第二條 通行税ノ税率ハ旅客運賃・特別急行料金・急行料金・準急行

料金又ハ乗台料金ノ百分ノ二十トス

第三條 削除

第八項中「定期乗車券ノ契約ニ依ル三等旅客」を「三等ノ旅客」ル
「前項ノ規定ニ依ル通行税」を「乗台料金ニ均スル通行税」に改め、
同條に次ハ一項を加える。

汽車・電車・乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ一等・二等及
三等四分タザルキノニ付テハ左ノ各号ニ依リ乗車料金ヲメタルキノト
看板シテ過額ノルモヲ適用ス

一等はラ分タザルキノニ在リテハ三等

二等四分ニ分ケタルキノニ在リテハ二等又三等

三　一等ノ上ニ乗ニ等級ラ等ケタルキノニ在リテハ一等

四　三等ノ下ニ乗ニ等級ラ等ケタルキノニ在リテハ三等

第七條を次のよう改める。

第七條 削除

第十一條中「収取スペキ通行税ヲ収取ケザルトキ又ハ其ノ殺害シタ
ル税金ヲ」を「収取シテ納付スベキ通行税ヲ」に改める。

第十一條ノ二第一項中「収取スペキ通行税ヲ収取ケザルトキ又ハ其
ノ徵收シタル税金ヲ」を「同様ノ規定ニ依リ徵收シテ納付スベキ通行
税ヲ」に、「命令ノ元ムル期間」を「第八條ニ規定スル期間（納期
限ト謂ウ以下同ジ）ノ翌日カラ納付ノ日マテノ期間」に、「十錢」を
「五錢」に、「完額ヲ加算シテ」を「利子税額ヲ併カテ」に改め、同
條第二項中「同項ノ規定ニ依リ加算スペキ税額」を「同項ニ規定スル
利子税額」に改め、同條第三項中「加算税・税額」を「利子税額」

に改め、同款第4項中「同項ノ規定ニ依リ加算スル額」を「同項ニ
付スル和子税額」に改めら。

第十一款ノ三第一項中「徴収スペキ運行シタる徴収セザル場合又ヘ其
ノ官收シタル金銭」を「徴収シテ納付スベキ運行額」に改め、「徴収
スペキ運行シタる徴収セザルコト又ヘ其ノ官收シタル」を削り、「已ム
ヲ集ガル事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外」を「正当ナル事由ナシト
認ムルトキハ」に改め、「徴収セザル運行額ノ額又ヘ」を削り「百
分の二十五ノ割合」を「該運行ノ翌日ヨリ前日ノ日マテノ期間ニ応ジ
当該期間ガ一箇月以内ナルトキハ百分ノナノ割合、一箇月ヲ超エ二箇
月以内ナルトキハ百分ノ十五ノ割合、二箇月ヲ超エ三箇月以内ナルト
キハ百分ノ二十ノ割合、三箇月ヲ超ユルトキハ百分ノ二十五ノ割合」
を「一運行セタる徴収スレシ一輸送り税額ヲ當該運行額タ徴収スル義務
ノアル者ヨリ徴収ス」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第八款ノ規定ニ依リ運行シタる徴収スル税額アルを同款ノ規定ニ依
リ徴収シテ納付スベキ運行シタる徴収セザル場合ニ於テ當
該納付方擧十一箇ノ規定ニ依ル徴収方法アルベキコトヲ予知シテ當サ
レタルモノニ非ガルトキハ該納付ニ係ル運行額ノ額ニ百分ノ五
ノ割合ヲ乗じテ計算シタル金額ニ於スル税額又ハ之ヲ徴収セ
ズ 同款第二項中「第一項」を「第一項」に改め、同款第三項中「第一項
及第三項」を「第一項乃至第四項」に改めら。

第十一款ノ四「前項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ第八款ノ規定ニ依リ
運行額ヲ徴収スル事務アル奉事矣ノ全額又ヘ一部ヲ處置又ハ仮貸シ
真ノ總額又ハ假訟シタル所ニ基キ徴収シテ納付スベキ運行額ヲ徴収
地内ニ就けザル場合ニ於テハ政府へ其件セザル運行ノ額ニ百分
ノ五十ノ割合ヲ乗じテ計算シタル金額ニ於スル税額又ハ之ヲ徴収セ
ズ 該款第十一項ノ三の次に次の二項を加える。

第十一款ノ四「前項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ第八款ノ規定ニ依リ
運行額ヲ徴収スル事務アル奉事矣ノ全額又ヘ一部ヲ處置又ハ仮貸シ
真ノ總額又ハ假訟シタル所ニ基キ徴収シテ納付スベキ運行額ヲ徴収
地内ニ就けザル場合ニ於テハ政府へ其件セザル運行ノ額ニ百分
ノ五十ノ割合ヲ乗じテ計算シタル金額ニ於スル税額又ハ之ヲ徴収セ
ズ 該款第十一項ノ三の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ個人ノ規定ニ依リ通行税ヲ積
致スル者アル者ガ車輌車二埠ノ規定ニ該當スルトキハ政府ハ当該
納付一埠ル通行税ノ額を二埠ノ規定ノ五十分ノ幾合ヲ乘ジテ計算シタル
額ニ相合スル車輌車之ヲ徴収ヤス

事十一ノ二項ニ于ケル四項及前項三項ノ規定ハ第一項ノ場
合ニ付之ヲ除クス

事十二如次のように定めル。

事十三如次八條ノ規定ニ依リ徴収シテ罰金スベキ通行税ヲ納付ヤザ
ル者ハ三年以下ノ懲役若ハ日万円以下ノ罰金ニ極シ又ハ之ヲ併科ス
ル時ノ額並ヤサル通行税ノ額既方三万円ヲ超エルトキハ情狀ニ因
リ即頃ノ前半ハ三万円ヲ逾エ莫ノ額既ヤサル通行税ノ額ニ相当ス
ル者額以下ト無スコトヲ解

事十四ノ規定ニシテハ國稅ハ直ニ御河ヤザル事ナリ其ノ額既ヤザ
ル者ヨリ無ス

事十五條の次に次の一如を加えヘン

事十六ノ二項ハ二ノ規定ニ依リカバスベキ通行税ヲ徴収ヤサル者
ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ該通行税ニ
付連帶ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ同様ノ罰ニ依ル

事十七ノ二項三十八條が三項但書、即ニ十九條第二項、即ニ十條
事項十一條」ヲ削り、一條役ノ罪ニ處スルトキハ「テ一株拂ノ刑ニ処
スル場合又ハ懲役若前件ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役ノ刑ニ付テハ
アサムス」

謝罪書三項ノ次のよう字跡の如く、附則第五条を削る。

日本國有鐵道ノ機車スル汽車、電車、米谷自動車及汽船ノ旅客ニ
海スルモ二種ク通行税ノ額をハ当分ノ間國有鐵道運賃法第三條乃至
第六條ニ該當スルに答應貢、海陸急行料金、急行料金若ハ陸急行料
金又ハ同款第三條ノ規定ニ依リ日本國有鐵道ノ定ムル運賃金ニ日
分ノ二十ノ百分ヲ乗ジテ計算シタル年金ヲ參謀運賃又ハ料金ニ夫々

ノ事ハタルニ付御ニ可命令ノ方ムル方法ニ依リ施設ヲ整ヒシタル金額
ノ日二十分ノ二十ニ相當スル金額ト入。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律の施行前に課し、又は課すべきであつた税金をついては、なお徴前の例による。

昭和二十五年三月三十一日以前に施行税額八段の区分により被して納付すべき施行税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である施行税の税額に係る改正後の同額種十一段ノ二の西元により加重して納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期改済するものについては、なお徴前の例による。

施行税額算八段の規定により徵收して納付すべき税額でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を改定税額の同左種十一段ノ二與一并に規定する他の税算口として該の規定が適用する。

の規定が適用する。

昭和二十五年三月三十日までに施行税額算八段の区分により征收すべき施行税については、なお改正前の同じ種十一段ノ二の規定による。

この法律施行前にした行為に付する既成の税金については、なお徴前の例による。

は、夫律、刑律の定めをいた場合を除く外、國鐵と國と國鐵運載
官事務が直上承下しとあり。一方地方自治法第三條第六項第十三号
に於て此種地主、團体等の軍需、開拓、三事務は處理の得旨い」と
あり。屋外古物法には開拓の当事業を拘束せんとする如何なる
條文も見らるぬ。

從つて、本鉄の当事業を拘束せんとする條例は蓋法であろうと思フ。
そこで同鉄としては古物規則を屋外古物法の精神に合致副う様に再
検討を以し、蓋法の條例に対するは行政官廳法第七條による取消の手續
をとるべきであると想フ。

屋外広告物條例の違法性について

屋外広告物法の施行は件へ、各都道府県知事（以下知事といふ）は條例を制定し、日本国有鉄道（以下鉄道といふ）がその用地方で行う若忠事業に對しても、この一部を禁止するは許可証を実施することとした。

國鉄では、告理則を定めて、より許可証をしており、屋外広告法制定の目的である、美觀風致の維持及び、公衆衛生、危害、防犯等の、^{（物）}格別の注意を持つてあるので、本件に知事が許可する事は事務の複雑化と重複化を致すことになるであろう。

まして、國鉄は、政府の権力を隠す下り、民營事業と同様に柔軟性と日主性を兼ね備え、経営体となるべく、完全體として答是しだりである。かく、この國鉄の事業を拘束せんとする、今回之の措置は、明らかに日本国有鉄道法の精神に相反するものであると思われる。

この法内に検討してみると、日本国有鉄道法第六三條には「道路運送法、電気事業法、土地収用法、其他の法令の適用につい

(案) 二五三、二四 自業道監

◎運輸省令第 号

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第四十三條の規定に基き、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のよう規定する。

昭和二十五年 月 日

運輸大臣 大屋晋三
建設大臣 益谷秀次

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十三年總理廳令・運輸省令第二号）の一部を次のよう改正する。

第六十一條の次に次の二條を加える。

（供用拒絶の場合の正当な事由）

第六十一條の二 自動車道事業者が一般自動車道の供用を拒絶する正当な事由のある場合は、左に掲げる場合をいう。

一 一般自動車道の有効路面、橋その他の工作物が通行する自動車の重量、規格及び構造に対して耐え得ないとき。

二 自動車の通行か使用料金、営業時間その他運送條件に抵触するとき。

三 天災その他事故により、一般自動車道の通行に支障を生じたとき又はその通行に危害を及ぼすおそれがあるとき。

四 一般自動車道に関する工事のため必要があるとき。

五 その他通行の安全を確保するため必要があるとき。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

道路法改訂法律案に対する意見

(昭和三五、一、二七 運輸省自動車局)

第三條 道路の附屬物

(意見)

バス停留所標識を道路の附屬物とすること。

(理由)

バス停留所標識は道路交通上必要な施設として一般の道路標識と一体不可分の関係にあるので道路の附屬物として定めべきである。

第十四條 主要地方道

(意見)

第三号以下の枢要地を市制施行地に改めること。

(理由)

昭和二十二年十月の調査によれば人口一万以上(内市制施行地二一四)のものが一つ七・箇所あつて枢要地に該当するものが極めて多く、従つて之を市制施行地に改め難いに主要な地方道に限定すべきである。

第二十九條 道路の占用

(意見)

道路占用の意義を明確に規定すること

(理由)

現在大阪市ではバス停留所の停車区域に対する面積に応じ占用料を徴収し其へ他一般車両に対しては徴収されない、何れにしても停車区域に対する占用料の徴収は妥当だな」と思はれるので占用の意義を明確に規定すべきである。

第三十二條 道路通行の重量等の制限

(意見)

削除すること

(理由)

自動車の重量規格及び構造等については道路の状況及び交通保守の点も充分考慮して既に道路運送法に基く車両規則により律せられていて本條を必要としない。

更に道路行政の面から要求すべき点があるときは車両規則で改めて二重行政となることを避くべきである。

第三十七條 繼続的に道路に損傷する原因となる事業者に対する
る營業免許又は許可の協議。

〔意見〕

前項のこと。

〔理由〕

主婦運送法に基く車輌規則は自動車運送事業を使用される
車輌の構造、走行能力、性能等について厳格に規定し、自動車
の用途が許されていない道路等で安全に通行し得る範囲内に制限して
いる。古道略等を除いて自動車の全車通行し得るように整備
されねばきて、より注意を怠り易いのであるべきである。
自動車運送事業の免許については道路運送法により万全を期し
ねばなるべく、行政官庁が道路法に於ける行政方に協議する
必要は全くない。したがつて、大自動車運送事業が極めて
公私に貢献する上、實際上、安全運行の確認に慎重

を期し不測の事態を慮つて念の爲に現在の道路運送
法施行規則第十二條において道路管理者に道路管理
上、意見を徵すこととしているが、かつて新に道路法に
規定する法律的及び実質的必要性は無い。

要するに道路は継続して安全に通行可能かのように保全さざ
きじ、当然道路法の規定すべき处であるが、かかる道路を利用
する、自動車運送事業の免許は道路運送法の規定により
必要且つ充分である。

第三十八條 道路から生ずる収益

(見)

道路から生ずる収益を道路の特定財源とすること。

(理由)

現在道路から生ずる収益の大半は自動車及び軽車輛からの
収入であるが之が地方公共團体の収入として一般財源
に編入せられ、その用途が明確であり、従つて之を地税法
の税の性格にあらざる道路の特定財源として道路の
整備に充當すべきである。

第四十一條 私人に対する維持又は修繕費負担

(見)

削除すること。

(理由)

第二條の規定により道路は一般交通の用に供するものであるから之が使用は使用者の自由でなければならぬ。従つて使用目的又は使用度の如何により維持修繕の費用を負担させるが如き制度は妥当なものとはいいへまい。

不思議の車道税負担

(三)

（四）不思議の車道税、設立反対の政治家が主張する理由

（五）不思議の車道税、設立反対の政治家が主張する理由

牛乳会社 被害者負担

（六）

（七）不思議の車道税の開拓供用料金の車両通行料金と車両検査費が同一である。従て車両検査費合併して、理由は道路の維持修繕費である。費用の一部を運転者に負担させる制度は安全でない。琳山自動車道の料金は全車種一律料金で、これは税金等道路使用料開拓供用料金と同一である。

（八）不思議の車道税の被害者負担は道路の維持修繕料金の一部を運転者負担して、不思議でない。被害技術士が負担するべきではない。

第六十條 行政上の監督处分及び損失補償

(意見)

中二項に下へ頭中四号を除くもの

(理由)

相手行政は今迄の許可又は承認の後は該行政
所、必要に基づき監督の事務を執行するが、損失を蒙った時は、主たる補償の本
旨は到底達成せられないので、多少の不當な補償の場合は、該行政の失
墮体にて、何等の余地なく了結する所とする。

第六十一条 連絡の方法と其の監視

(意見)

連絡の方法と其の監視の必要不本質、監視の實體は連絡の本質、

連絡の方法と其の監視の本質

(理由)

連絡の方法と其の監視の本質

第六十三条

私人が特設道を設置するときは行政廳の承認

(意見)

他の法令に基くものに対する除外例を設ける

(理由)

自動車道等他の特設道が道路法の道路でない
ことはいうまでもない。従つて他の法令に基く
いわゆる特設道に対する改めて行政廳の承認
を受ける必要は認められまい。

第六十四条

行政機関が特設道を設置するときは
建設大臣の協議

(意見)

第六十三条の通り

(理由)

第六十三条の通り

鐵道新設工事代用する意見

オ二十三案　省政首領は、直轄に付すか工事を行うために、懇願書を

行ふる外の者も買ひべき工事を行つて行う必要を感じたときは、官署の成り立つて行うことを止めねばならないと申す。その工事と、その工事の工事費を計上して行うことを止めねばならないと申す。

オ二十九案　官署の工事費を計上して行うことを止めねばならぬ。官署の工事費を計上して行うことを止めねばならぬ。官署の工事費を計上して行うことを止めねばならぬ。官署の工事費を計上して行うことを止めねばならぬ。

オ二十九案　官署の工事費を計上して行うことを止めねばならぬ。

経済調査庁法の一部を改正する法律案修正

二五、二、二八

(原案)
オ一条の二 経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査
府、法令による公團、日本郵電公社及び日本国有鉄道の業務の
調査及び経理の監査を行うことができる。

(改正)
オ一条の二 経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査
府及び法令による公團の業務の調査及び経理の監査を行うこと
ができる。

(新に改正追加)
オ一条の三 前項「行 政の行う經濟法令に関する經濟施策の実
施に対する監査」を「經濟法令の運営の監査」に改める。

運輸省

卷之三

二五二八

第一項の二　監査課監査係は、前項に規定する事務の外、行別調達
係及び法令による公債の業務の調査及び経理の監査を行うこと
ができる。

第一六九三号中「行政の行う経済法令に関する経済施策の実施に対する監査」を「經濟法令の運営の監査」に改める。

昭和

經濟調査序法ノ一部を改むする法律案

大一条本文を次のように改める。

復活の事務委合

大一条 經済調査序は、國民經濟の調査及び研究に因るため、物資の生産配給及び消費、物価（貨銀を除く）並びに貿易等經濟に關する法令の用賀耳

金利原要院

及財

業運を確保することを目的としてたる事務（以下これを）

新設の事務

新設の事務

大一条文号中「經濟統制の施行の確保にしる」を「經濟に資する法令（別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びに同表の法令に基いて発せられた命令）」に改める。以下經濟法令といふ。この施行の確保にしる、同表に掲げた經濟の別表一に掲げる法令及び政令で指定する法令並びに當該法令に

大二条 二種せられた命令をいう。以下同じ。この準守り獎勵その他經濟法令に関する事務執行の手続のためにする一般國民の啓發（ミツエイ）の經濟法令に因る同表に掲げる法令八号中「總理貯物質の調査並びに供出及び起用して政

府本局

及公團

日本電氣

日本電力

日本電信

日本郵船

日本通運

日本鐵道

日本銀行

日本農業

新設の事務

経済調査庁法（昭二三、八、一）
法ニロ六号

第一条 中央経済調査庁は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物価（貨銀を除く。）に関する統計統制を円滑に実施することを目的として次の事務をつかさどる。

一、經濟統制の執行の確保に関する全国並びに管区經濟調査庁及び地方經濟調査庁の各管轄区域における計画の立案に関する事項

二、省略

三、行政機関の行う經濟法令に関する經濟施策の実施に対する監査に関する事項

四、經濟法令に関する違反行為の調査に関する事項

五、經濟法令に関する違反行為について、警察その他の行政機關が行う予防及び検査に対する勧告及び協力に関する事項

六、省略

七、省略

八、従退廃物資の調査並びに供出及び活用の促進に関する事項

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

法務局

建築基準法案に対する修正意見

二五二二八
運輸省

鉄道及び軌道の運転保安に関する建築物は、一般の建築物から除外してもらいたい。

(理由)

鉄道及び軌道の建築物中車庫、信号機所、施設上屋その他の建築物は、運転保安上特殊なものであつて、一般建築物と同様な規制に従うことは、著しく支障があるからこれを除外する必要がある。

(本文)

オニ号オ一号を次のように改める。

オニ号オ一号中「こ線橋」の次に「、ホーム上家、鉄道及び軌道の運転保安に関する施設」を加える。

恒正義文

(用語の定義)

オニ号この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、壁根及び柱若しくは檼を有するもの、これに附屬する門若しくはへい、窓櫓のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、こ線橋、ホーム上家、鉄道及び軌道の運転保安に関する施設又は貯蔵そ

う、その他これらに類する施設を除くものとする。

二 以下省略

(注) 鉄道及び軌道の運転保安に関する施設及びこれらに類する施設の内容については、運輸省と建設省との間でその範囲等を協定するものとする。

秘

旅客運賃改正資料

昭和二十五年一月二十三日

目 次

旅客運賃改正資料	
第一表	各等運賃・料金の現行旅客の適用税額当額表
第二表	運賃額減算表による収支概要
第三表	一二等倍率変更に伴う収支概要
第四表	一二等倍率変更による収支概要
第五表	新旧比較運賃表
第六表	本筋運賃・料金改正増減収支表
第七表	二十五年度予算調査收入表
第八表	主要駅各等別新旧運賃比較表
第九表	主要駅間新旧普通旅客運賃比較表(三等)
第十表	主要駅間新旧普通旅客運賃(運賃を含む)比較表(一、二等)
第十一表	主要駅間定期旅客運賃新旧比較表
第十二表	鉄道旅客運賃改訂表
第十三表	三等旅客運賃の比較図表
第十四表	六箇月定期旅客運賃の一回乗車当たりの運賃と 普通運賃との比較図表

裏面白紙

旅客運賃、料金改正要領

来る四月一日から通行税法が改正され、通行税の一割が廢止される一事とするので、これに伴い旅客運賃、料金の一割を六カように改正する。

一 鉄道普通旅客運賃

(一) 鉄道普通旅客運賃を次のとおり四地帯の區段標準減割に改める。

(三等貨率)

一 一五 五〇 一〇〇 一〇〇	一五〇 五〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇	キロ キロ キロ キロ キロ以上	一五 一〇五 六〇 一〇五 一〇五	行 (一四五) (一〇五)(一〇五)(一〇五)
-----------------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(二) 一、二等旅客運賃の三等旅客運賃に対する倍率を、一等は三等の四倍、二等は三等の二倍とする。但し、通行税は含まない。

二 定期旅客運賃

三箇月、六箇月の定期旅客運賃は、一箇月定期旅客運賃を三倍、六倍したものに付して、それぞれ一割及ぶ一割五分引とする。

三 急行料金

急行料金は、既別料金に改めたものに普通急行及び準急等についでは、新たに三等までの料金を改定する。

四 航路運賃

左の航路の運賃をそれだけ下記のように改めら。

航路右

宮島口	宮島間	一〇 円	一 沢	行
大島	小松島間	一 二	一〇 円	行
下岡	門司港間	一五	一〇 円	行

通行税改正の要領

(一) 三等旅三連貨に対する現行五名の通行税を廃止する。

(二) 三等急行料金に対する現行二〇名の通行税を廃止する。

(三) 一、二等旅客運賃に対する現行五名の通行税は、二〇名に引き上げる。

(四) 一、二等急行料金及び複合料金に対する現行二〇名の通行税は、そのまま併置する。

(1)

第一表

各等運賃に対する現行 5 % の通行税相当額

第2表

種 別	一 等		二 等		三 等		計	
	運 貨	税	運 貨	税	運 貨	税	運 貨	税
鉄道(定期外)	102,061	5,103,050	1,786,064	89,303,200	49,165,663	2,458,283,150	51,053,788	2,552,689,400
自動車(定期外)	—	—	—	—	1,194,071	59,703,550	1,194,071	59,703,550
航路(定期外)	47,050	2,352,500	193,757	9,687,850	330,126	16,506,300	570,933	28,546,650
計	147,111	7,455,550	1,979,821	98,991,000	52,689,860	2,534,493,000	52,818,792	2,640,939,600
(参考) 急 行 (税率20%)	29,529	5,905,800	362,345	72,469,000	2,045,667	409,133,400	2,437,541	487,508,200

備考 25年度の予定収入額による

裏面白紙

(2) 第二表 25年度運賃改定による減収額

等級別	25年度予算收入 千円	減収額 千円
1等	142,061	6,848
2等	1,786,064	119,845
3等	49,165,663	914,973
計	51,053,788	1,041,666

一二等倍率変更による増収額

増加率	一等		二等		三等		差引 増収額 千円
	改正收入 千円	増加額 千円	改正收入 千円	増加額 千円	減少額 千円		
1等1割3分	85,082	12,762	1,239,983	371,995	189,188	195,569	
2等3割							

一二等倍率変更に伴ふ減収額調

第三表

運賃別	25年度 予算面 A	運距離遞減 実施による 減収額 B 千円	差引25年度 の倍率変更 前の收入額 A - B 千円	割 合	減収額 千円
空	1等 142,061	6,848	95,213	1/3	31,738
	2等 1,786,064	119,845	1,666,219	1/3	555,406
	3等 49,165,663	914,973	48,250,690	—	—
道	計 51,053,788	1,041,666	50,012,122		589,144
航	1等 32,410	—	32,410	1/3	10,803
	2等 193,757	—	193,757	1/3	64,586
	3等 330,126	—	330,126	—	—
路	計 556,293	—	556,293	—	185,389
合	1等 134,471	6,848	127,623	1/3	42,541
	2等 1,979,821	119,845	1,859,976	1/3	619,992
	3等 49,495,789	914,973	48,580,816	—	—
	計 516,10,081	1,041,666	50,568,415	—	662,533

備考 航路一等旅客運賃中には座席料金に相当する
金額は含まれていない。

(3)

新旧比較急行料金表

種別	等級	301料～600料			601料～1200料			1201料以上		
		改 正		現行	改 正		現行	改 正		現行
		料 金	税 达		料 金	税 达		料 金	税 达	
特	1	円 1200	円 1000	円 1200	円 1800	円 1500	円 1800	円 2400	円 2000	円 2400
急	2	800	666	800	1200	1000	1200	1600	1333	1600
急	3	400	330 (333,33)		600	500 (499.99)		800	670 (666.66)	

種別	等級	1料～300料			301料～600料			601料～1200料			1201料以上		
		現行		改 正(新設)	現行		改 正	現行		改 正	現行		改 正
		料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达
急	1	—	円 333	円 400	円 600	円 500	円 600	円 900	円 750	円 900	円 1200	円 1000	円 1200
急	2	—	208	250	400	333	400	600	500	600	800	666	800
行	3	—	100		200	170		300	250		400	330	

種別	等級	1料～150料			151料～300料			301料～600料			601料以上		
		現行		改 正	現行		改 正(新設)	現行		改 正	現行		改、正
		料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达	料 金	税 达
準	1	150	120	150	—	150	180	300	250	300	450	360	450
急	2	100	80	100	—	100	120	200	166	200	300	240	300
急	3	50	40		—	60		100	80		150	120	

備考 上記料金表中太線は新設急行料金とす。

(4)

第六表 旅客運賃料金改正増減収總括表

種 別 増 減 收 別	增收額	減收額	差引増減額
	千円	千円	千円
定期運賃の引下		1166.300	△ 1166.300
遠距離遅延料金(鉄道)	51.127	1041.666	△ 990.537
一二等座席の変更(鉄道航路)	195.569	662.533	△ 466.964
航空旅客運賃の値上げ	17.484	-	17.484
三等料金の改定	31.980	32.324	△ .344
合 計	296.162	2.902.823	△ 2.606.661
財源額(通行税相当額)			2.640.940
差 引			34.279

25年度予算額純收入額

第七表

(参考資料)

種 別	等級	25年度予算額純收入
		千円
定期		10,367,115
鉄道定期外	一等	102,061
	二等	178,606
	三等	49,165,663
	計	51,053,788
急行料金	一等	29,150
	二等	351,006
	三等	2,057,285
	計	2,437,541
寝台料金	一等	77,359
	二等	-
	計	77,359
定期		4562
統一航路定期外	一等	47,050
	二等	143,757
	三等	330,126
	計	570,933
寝台料金	二等	8,248
自動車定期		158,440
定期外		1197,917
計定期	定期外	10,530,117
		553,45,786
		65,875,903
雜 收		169,583
総合計		16,045,486

裏面白紙

(5)

第八表

東京から

主要駅 各等別新旧運賃比較表

駅名	料 程	等級	昭和16年	現 行	16年にに対する現行の倍率	改 正	16年にに対する改正の倍率
熱 海	101.9 (104.6)	1 等	円 5.10	900	176	690	135
		2 等	3.35	450	134	360	107
		3 等	1.65	150	91	150	91
静 間	177.5 (180.2)	1 等	8.70	1440	166	1170	134
		2 "	5.60	720	129	600	107
		3 "	2.70	740	89	240	91
名古屋	363.3 (366.0)	1 等	11.40	2640	232	2130	187
		2 "	7.40	1320	178	1060	143
		3 "	3.60	440	122	440	122
京 都	516.9 (513.6)	1 等	19.35	3600	136	2850	147
		2 "	12.50	1800	144	1420	114
		3 "	6.05	600	99	600	99
大 阪	553.7 (556.4)	1 等	20.25	3840	190	2470	147
		2 "	13.10	1920	147	1480	113
		3 "	6.35	640	101	620	98
下 関	1193.8 (1097.1)	1 等	31.65	7200	227	4410	139
		2 "	20.60	3600	175	2220	108
		3 "	10.05	1200	119	920	92
博 多	1173.6 (1171.1)	1 等	33.25	7800	235	4570	137
		2 "	21.70	3900	180	2300	106
		3 "	10.65	1300	122	910	90
麻 児 島	1480.5 (1483.0)	1 等	37.10	9720	249	5170	132
		2 "	25.60	4960	190	2580	101
		3 "	12.60	1620	129	1080	86
札 喀	1023.4 (1026.5)	1 等	36.55	8200	224	5540	152
		2 "	23.20	3900	168	2520	107
		3 "	11.35	1300	115	1060	93

備考 1. 本表の運賃には通行税を含んでゐる。

2. 料程欄のカッコ書きは昭和19年東京附近の短縮料程改正前の料程を表わす。

九表
主要駅間新旧普通旅客運賃比較表
(三等)

第九表

駅名	軒程	現行運賃 (台元)	改正運賃	値下額	値下率
名古屋	363.3	440	440	0	0
京都	510.9	600	600	0	0
大阪	553.7	640	620	20	0.03
下関	1093.8	1,200	920	280	0.23
博多	1173.6	1,300	960	340	0.26
鹿児島	1480.5	1,620	1,080	540	0.33
新潟	332.8	400	400	0	0
仙台	349.2	420	420	0	0
青森	737.1	840	720	120	0.14
札幌	1023.4	1,300	1,060	240	0.18
釧路	1412.8	1,700	1,220	480	0.28

第十一表

主要駅間新旧普通旅客運賃(通行税を含む)比較表

東京駅から

(一. 二等)

第十一表

駅名	料 程	一 等				二 等			
		現行運賃 (合稅)	改正運賃 (合稅)	値下額	値下率	現行運賃 (合稅)	改正運賃 (合稅)	値下額	値下率
藤 池	48.4								
横 海	101.9	900	690	210	0.24	210	170	40	0.18
静 國	177.5	1,240	1,170	270	0.19	450	360	90	0.20
新 堺	290.9	2,160	1,770	390	0.18	720	600	120	0.17
石 古 邑	363.3	2,640	2,130	510	0.19	1,080	880	200	0.19
岐 阜	393.6	2,880	2,290	590	0.20	1,320	1,060	260	0.20
京 都	510.9	3,600	2,850	750	0.21	1,440	1,140	300	0.21
大 阪	553.7	3,840	2,970	870	0.23	1,800	1,420	380	0.21
下 神	1093.8	2,200	1,410	2,790	0.39	1,920	1,480	440	0.27
博 多	1173.6	2,800	4,570	2,230	0.41	3,600	2,220	1,380	0.38
鹿児島	1420.5	4,120	5,170	4,550	0.47	3,900	2,300	1,600	0.41
新 紗	332.8					4,860	2,580	2,280	0.47
仙 台	349.2	2,520	2,050	470	0.19	1,200	980	220	0.18
青森	737.1	5,040	3,490	1,550	0.31	1,260	1,020	240	0.19
札幌	1023.4	8,200	5,540	2,660	0.32	2,520	1,740	780	0.31
釧 路	1412.8					3,900	2,520	1,380	0.35
						5,100	2,900	2,200	0.43

裏面白紙

第十一表

(6)

主要駅間定期旅客運賃新旧比較表

自東京

種別	駅名	料程	一箇月		三箇月				六箇月			
			現行	改正	現行	改正	低減額	値下率	現行	改正	低減額	値下率
通勤定期	品川	4.8 14.4 28.8 51.1 13.2 30.3 10.3 22.5 12.3 9.4 10.5	240 440 520 760 920 530 360 495 400 330 600	現行通り	720 1320 1560 2280 1260 1590 1030 1470 1200 990 1800	140 1180 1400 2040 1140 1420 970 1320 1090 890 1610	80 140 160 240 120 170 110 150 110 100 190	0.11 0.11 0.10 0.11 0.10 0.11 0.11 0.11 0.10 0.10 0.11	1440 2640 3120 4560 2520 3180 2110 2940 2400 1960 3600	1220 2220 2640 3350 2160 2680 1830 2500 2060 1690 3040	220 420 480 710 360 500 330 440 340 290 560	0.15 0.16 0.15 0.16 0.14 0.16 0.15 0.15 0.14 0.15 0.16
	田町											
	浜松町											
	赤羽											
	大宮											
	宿谷											
	新宿											
	吉祥寺											
	谷塚											
	鶴ヶ台											
通学定期	品川	1.5 14.4 28.8 51.1 13.2 30.3 10.3 22.5 12.3 9.4 10.5	130 240 280 420 230 290 200 270 220 180 330	現行通り	390 720 840 1260 690 870 600 810 660 540 990	350 650 770 1120 630 730 530 730 600 490 880	40 70 70 140 60 90 70 50 60 50 110	0.10 0.10 0.08 0.10 0.09 0.10 0.12 0.10 0.09 0.09 0.11	780 1440 1680 2520 1350 1740 1200 1620 1320 1080 1980	670 1220 1450 2120 1190 1480 9000 1350 1140 930 1670	110 220 230 400 190 260 200 240 180 150 310	0.14 0.15 0.14 0.16 0.14 0.15 0.17 0.15 0.14 0.14 0.16
	横浜											
	浜松町											
	赤羽											
	大宮											
	宿谷											
	新宿											
	吉祥寺											
	谷塚											
	鶴ヶ台											

裏面白紙

(7) 第十二表

鉄道旅客運輸成績

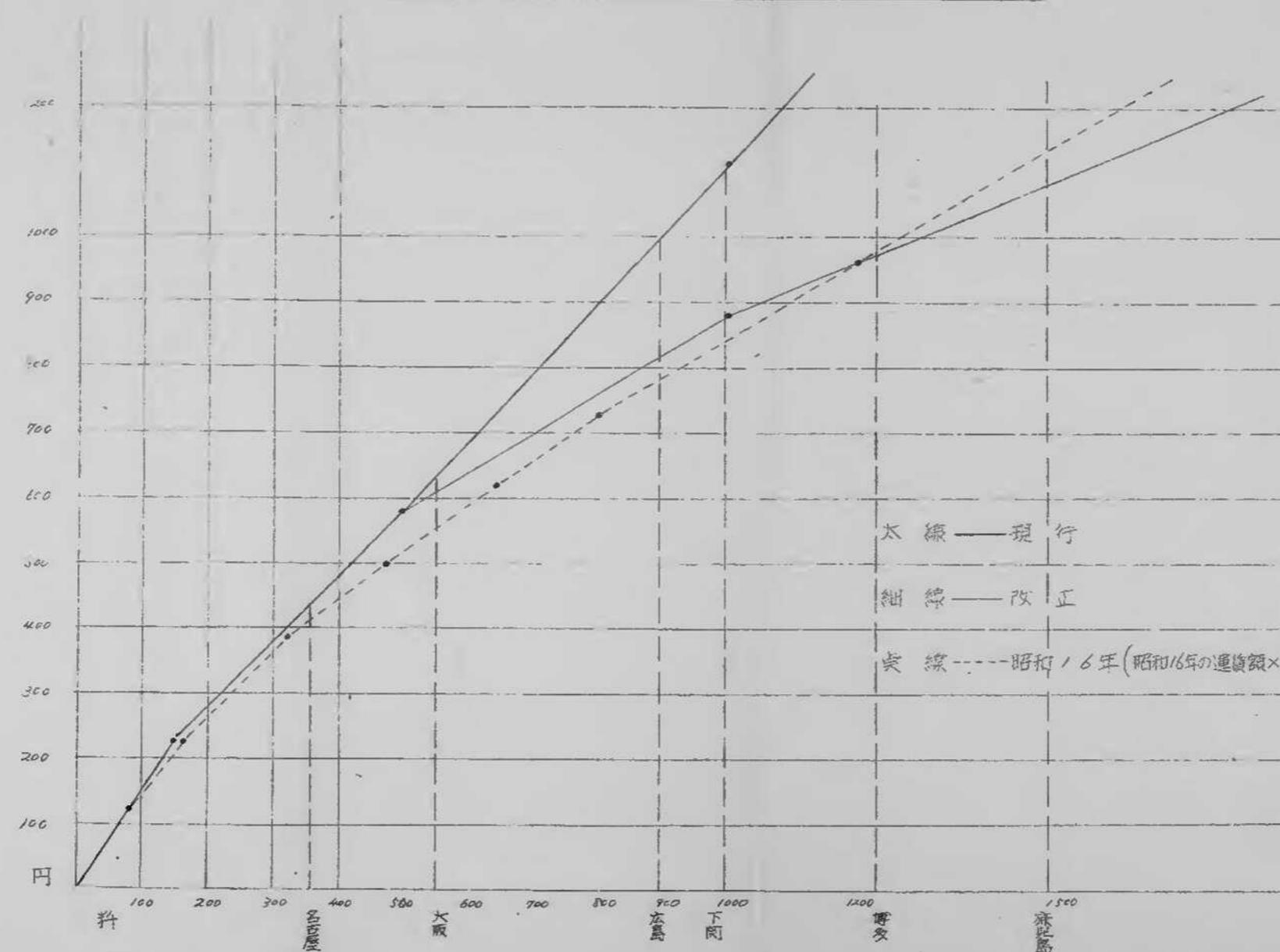
年 度 別	輸送人頭			運賃純收入		
	定期外	定期	計	定期外	定期	計
昭和 11	465,359,971	593,272,740	1,058,630,711	247,493,584	26,929,813	274,423,400
12	515,773,549	640,493,104	1,156,266,149	273,356,852	29,633,194	302,990,646
13	602,328,653	742,176,540	1,344,505,193	315,156,113	35,109,821	350,265,934
14	737,945,883	875,260,292	1,613,206,175	403,160,400	41,829,398	444,489,798
15	862,653,957	1,015,678,778	1,878,332,735	491,253,046	50,153,046	531,406,092
16	984,519,111	1,187,199,614	2,172,218,725	537,197,604	60,087,965	597,284,919
17	1,025,959,859	1,253,884,456	2,279,840,315	728,906,602	85,012,354	813,918,756
18	1,232,870,530	1,415,229,216	2,648,099,746	916,870,865	100,387,312	1,017,258,177
19	1,231,936,364	1,875,454,356	3,107,390,723	1,070,325,421	174,774,295	1,245,244,745
20	1,146,924,045	1,826,170,324	2,973,094,369	1,401,164,990	255,674,418	1,656,839,408
21	1,369,352,319	1,807,005,249	3,176,357,568	4,179,592,102	573,322,870	4,752,914,472
22	1,379,067,312	1,923,358,272	3,302,425,584	14,428,430,382	1,618,904,825	16,047,335,207
23	1,390,698,542	1,832,574,376	3,223,272,918	32,262,865,050	3,497,789,151	36,060,654,201

裏面白紙

24 4月	131,231,409	362,920,830	494,152,239	3,848,694,812	866,358,033	4,715,052,845
5	111,713,649	65,644,244	177,357,893	4,190,076,685	283,86,725	4,473,263,410
6	90,952,476	70,454,408	161,467,384	3,534,478,483	402,611,454	3,937,089,437
7	104,101,996	77,808,806	181,910,802	3,937,440,103	473,392,555	24,416,832,111
8	116,473,042	84,935,120	201,408,212	4,582,919,532	506,630,643	5,089,550,175
9	102,562,306	118,349,522	220,711,328	3,866,566,628	182,851,426	4,549,423,154
10						

表十三

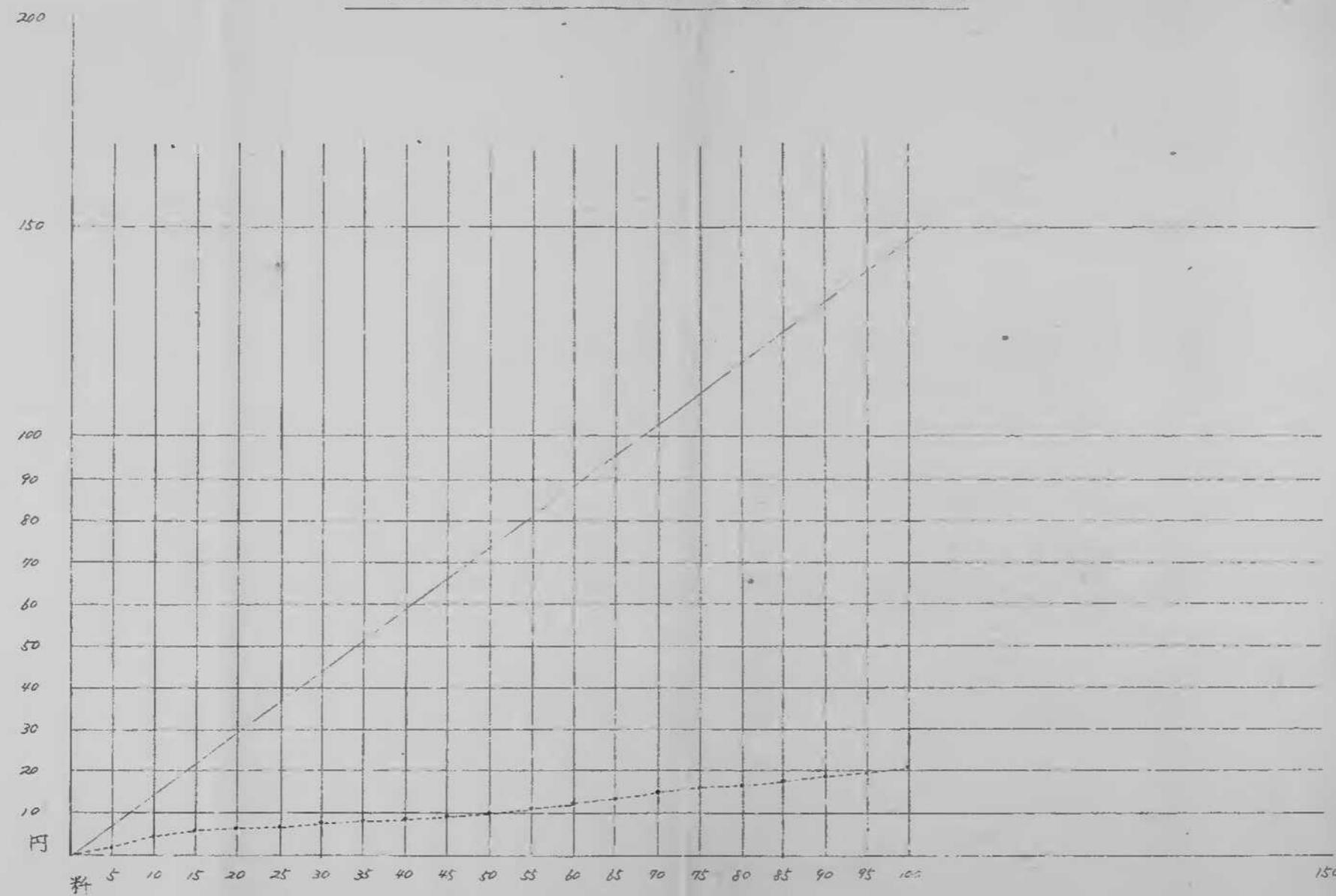
二等旅客運賃の遠距離遞減比較図表



裏面白紙

第十四圖

六箇月定期旅客運賃の一回乗車当りの運賃と普通運賃との比較圖表



裏面白紙

裏面白紙

新灯社納品

法務府

山

裏面白紙

57

- 思ふ事は皆手に取る
①連邦技術研究所の設立 (三百一十六点
元の機関、三駕籠技術研究所、鐵工所、鍛金工場
船舶機械所が統合された)。
鉄道技術、一部。
- 港湾技術、一部 (三百四日、大坂、大阪)
②陸上部事務官室は合併され、
建設省と同様 (審議会は開催されることは認められず)。決定
③特別委員会の開催 (決議)。